

○財務省告示第二百八十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、平成二十九年九月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百四十七回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱
五	発行額	額面金額で十三億九千八百六十万円
六	払込金額	十四億七百八十三万七百六十円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成二十九年九月十一日
十	発行価格	額面金額百円につき百円六十六銭
十一	利率	年〇・一パーセント

十二

の経過
払込
み

各募集取扱機関は、払込金額に
加え、次の算式により算出した
金額を第十八号に規定する期日
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{83}{365}$$

十三

初期
利子

平成二十九年十二月十日を支
払期とし、次の算式により支
払した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.1}{1}$$

十四

第二期
以後
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六ヶ月間に属す
る利子を支払う。

十五

償還
金額
の限

平成三十九年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支所
の支

日本銀行

十八

払込
期日

平成二十九年九月十一日